

小美玉市条例第24号

小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月23日

小美玉市長

島田幸三

## 小美玉市条例第24号

### 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年小美玉市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1,080円」を「1,440円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

別表第4中「1,080円」を「1,440円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年小美玉市条例第46号)新旧対照表

改正案		現行	
別表第3(第7条関係)		別表第3(第7条関係)	
区分	手当1日当たり	区分	手当1日当たり
消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員	<u>1,440円</u> ただし、遭難救助作業等が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)等に基づく立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で、著しく危険と認められる場合は、 <u>2,880円</u>	消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員	<u>1,080円</u> ただし、遭難救助作業等が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)等に基づく立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で、著しく危険と認められる場合は、 <u>2,160円</u>
別表第4(第8条関係)		別表第4(第8条関係)	
区分	手当1日当たり	区分	手当1日当たり
異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員	<u>1,440円</u> ただし、災害応急対策、災害復旧等支援業務が災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づく立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で、著しく危険と認められる場合は、 <u>2,880円</u>	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員	<u>1,080円</u> ただし、災害応急対策、災害復旧等支援業務が災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づく立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で、著しく危険と認められる場合は、 <u>2,160円</u>